タウンミーティングの意見交換について　日時：平成２４年８月１０日（金）午後７時００分～８時５０分

場所：託麻公民館ホール　　参加者：熊本市教育委員長、教育委員（３名）、教育長、市内在住者及び勤務者（７３名）

No.	提案・要望内容	回答内容	提案・要望内容を受けての今後の対応方針	担当課
1	**○地域の子どもへの対応について** 地域の子どもたちが目に余る行動をしていた時に、注意してもよいものか見解を伺いたい。（中学生が、自転車で二人乗りしながらたばこを吸っている光景を見た。）	ぜひ声をかけていただきたい。「地域の子どもは地域で育てる」という視点は大切。 自転車の二人乗りや喫煙等の場合であれば注意してよいと思うが、注意を受けたことで文句を言ってきたり、暴力を振るったりする場合も想定される。状況を見て危険を感じる場合は、警察へ通報していただきたい。 また、保護者をご存知の場合は、家庭へも連絡を。		総合支援課
2	**○安心安全一斉メールについて** 学校により、PTAによる安心安全一斉メールを行っているところとそうでないところがある。市内で統一をしてほしい。	小学校76校、中学校26校で、PTAの取り組みとして安心安全メールにより様々な情報等を発信している。統一は難しいかもしれないが、今後PTA協議会と協議していく。		健康教育課
3	**○学校の宿題について** 学校によって、宿題の量に差を感じる。それが学力の偏差値に影響しているのではないか。先生方も忙しいのはわかるが、楽しく学びができる場を設け、学力向上にも努めてほしい。	宿題は、家庭において子どもたちに学習の習慣を身に付けさせることを目的として実施されている。宿題の量は、その学校の児童の実態に応じ、各学校の判断で決められている。宿題の量と偏差値とが相関関係にあるとは思わない。 小学校では、身に付けるべき基礎・基本の問題集「学びノート」（国語及び算数）を配布し、朝自習等において活用を図っている。 小学校３年生以上の希望者を対象に、子どもたちの基礎・基本の定着や学ぶ意欲の向上を目指し、学びノート教室も開催。 また、音声や映像などの機能を備えたデジタル教科書を学校へ配布し、わかりやすい授業の工夫に努めている。	楽しく学びができる場の提供については、学びノート、デジタル教科書等の、より一層の活用を図り、わかりやすい授業の工夫に努めるとともに、学びノート教室の開催充実に向けた検討を行っていく。	指導課
4	**○中学校での武道の実施について** 中学校での武道（柔道）の実施について不安がある。 指導者の技量の面や万が一の怪我で大きな障害を負ってしまうこともある。 子や孫を柔道に参加させたくない気持ちでいっぱいである。	中学校25校で柔道の授業を実施予定。柔道実施校の体育教員を対象に、実技講習会を7月に実施した。今後も計画的に実施していく。また、体育主任の研修で、無理のない段階的な指導を心がけるよう各学校に徹底。 その他、安全確保の対策として、頭部損傷を防ぐための「ヘッドギア」を配布するなど、安全面に十分留意しながら柔道の授業に取り組んでいく。（教育委員会事務局）		健康教育課
5	**○体罰について** 子どもが教師に対して向かってきた時に、正当防衛で殴り返してもよいのではないか。	地域の子どもへの対応の件と、体罰の件は切り離して考えてほしい。地域の子どもたちが目に余る行動をしていた場合に、注意して欲しい。 ただ向かってきた子に対しては、ご自身で判断を。いろんな親切心が仇にならないようにしてほしい。 先生方には、子どもへの体罰はいけないと伝えている。ただ、子どもを指導していく時に、学校内で解決できない問題は、他の機関に連携・協力を図るようお願いしている。	体罰は、許されるものではないので、教職員に対しては今後も絶対に行わないように指導していく。 もし、子どもが暴力的な行為で向ってきた場合には、教師自身も自分の身を守らなければならない。 そのような場合には、子どもに罪をつくらせないためにも、子どもを制止することは必要であるとの指導は行っていく。	総合支援課

No.	提案・要望内容	回答内容	提案・要望内容を受けての 今後の対応方針	担当課
5	**○学校・保護者との連携について** 教育長より説明があった熊本市教育委員会の取組み内容は、学校に好意を持った保護者との連携である。 学校に協力的な保護者ばかりでない。学校に非協力的な保護者への対応に、教員は頭を抱える。 また、教員は、教育委員会からいつ指導されるか、びくびくしている。	教育委員会は学校を支援するところであり、管理するところではない。子どもたちにとって、何がよいのかを考えることが重要。 理不尽な要求をしてくる保護者がいないとは言わない。そういう方に対して、教育委員会や学校が一緒になって考えていくことが大切。	教育委員会では、理不尽な要求をする保護者への対応や課題解決を図るため、学校問題対応相談員を配置している。 また、保護者と学校間のトラブルに対応するため、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校とは違った立場から助言や調整を行っている。 この２つの事業等の活用を積極的に学校へ進めながら、学校への支援を行う。	総合支援課
	○発達障がいについて 発達障がい児に対してどのように対応するか考える必要がある。きちんとした指導の基準を示すことも必要ではないか。	発達障がいの診断を受ける子どもは増えており、この子どもたちが社会にうまく適応し生活できるようになることが重要。 子どもたちへの支援指導で、「してはいけないこと」をきちんと伝えることは必要。 社会にうまく適応できるよう指導していくかが大切なポイントであり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導が必要。	特別支援学級だけでなく、通常の学級においても特別支援教育の視点を取り入れた授業づくりに取り組むなど、特別支援教育を推進している。 発達障がいのある子どもたちの将来の自立や社会参加に向け、特性のある子どもたちのことを正しく理解し、支援指導についても職員の専門性を高め、さらに適切に関わっていくことが求められる。 今後も、学校の教育活動のすべてにおいて特別支援教育が浸透するよう教職員のスキルアップを図っていく。	総合支援課
6	**○熊本市の特色ある教育について** 冒頭の教育長の説明の中で、「熊本市ならではの教育の推進」とあったが、特色ある教育とは何か。	郷土愛を育てていくことが大切と考える。熊本市の様々な分野で活躍した人々を紹介した副読本を、授業で取り上げるようにお願いしている。このようにして、特色ある教育を展開している。 ７月上旬に各学校へ「郷土読本夢の実現をふるさとくまもとの人々」を配布している。小学校５、６年生が中心に使用。鹿子木寂心、宮本武蔵など、熊本市にゆかりのある２２人の人物や、記念館、博物館、遺跡などを紹介している。それぞれの人物にまつわる場所や遺跡の位置を落としこんだ熊本市の地図も掲載。一人あたり５，６ページを割き、子どもにとって楽しんで学べる内容になっている。 また、教職員は、教科書や学習計画に則った副読本の利用について、ガイド的な計画表をインターネットで見られるようにしている。公民館図書室にも配布している。（教育委員会事務局）	各学校に配布している郷土読本を、授業でどのように活用していくか、といったガイド的な計画表や活用事例集を学校へ提供することにより、熊本市の特色ある教育として今後も引き続き展開していく。	指導課
7	**○道徳教育について** 道徳教育は、低学年ではどのくらい教えているのか。	道徳教育の授業時間は、小学校１年生から中学校３年生まで、年間３５時間（週当たり１時間）。 各学校で様々な教材を選択しながら学ばせている。（教育委員会事務局）	道徳教育については、学習指導要領に基づく授業展開はもとより、１１月の心かがやけ月間を通じて、より一層の充実に努める。	指導課

No.	提案・要望内容	回答内容	提案・要望内容を受けての 今後の対応方針	担当課
7	**○家庭教育について** 昔は三世代同居も当たり前で、家庭教育が大きな部分を占めていた。現在は核家族化しており、子どもたちを取り巻く環境も変化している。教育は学校任せになり、これまで受け継がれてきた日本のよい教育はほとんど影を潜めている。これは道徳教育の欠陥ではないかと危惧している。しっかりした道徳教育をお願いしたい。	現在、子どもたち自身で善悪について考えさせる教育を進めている。学校でも善悪の判断や規範意識を身につけさせてはいくが、家庭や地域でも行っていただきたい。親として知っておいてほしいことや、親としてのあり方等「親学のすすめ」も行っている。地域全体で声をかけ、みんなで子どもを育てていきたい。 道徳は、知識で教えるものではない。心に響く教育をしていきたい。	「親学」に関し、本市では、生涯学習指針において家庭教育力の向上を推進施策の一つとして位置づけている。 取り組み例として、子どもとの接し方、しつけ等について専門の講師を派遣し講話する家庭教育セミナーや乳幼児ママパパ教室の開催、保護者自らが家庭教育に関する講座を企画立案しながら、自主的・計画的に実施する家庭教育学級の実施、或いは公民館において子育てに関する情報を交換したり、悩み事を互いいに相談できる集いの場である子育てサロン等がある。 また、地域の核となって家庭教育を推進するリーダーを育成する家庭教育リーダー講習会を開催している。 今後とも総合的な家庭教育支援の充実を図る。	生涯学習推進課
8	**○防災教育について** 熊本市ではどのような防災教育を行っているのか。 「釜石の奇跡」の話で、防災教育により、子どもたちが先を見越した行動ができるようになった、とあった。熊本市でも、このような教育を進めていただきたい。	自分の身は自分で守る意識を子どもたちに身につけさせたい。 今年から、学校の安全担当者の研修にて、従来の避難訓練ではなく、バリエーションに富んだ避難訓練の仕方を紹介。 また、防災の知識の充実を図るため、研修を実施し、地域性を活かした学校独自の防災教育に取り組んでいきたい。（教育委員会事務局）		健康教育課
9	**○学校のエレベータ設置について** 小中学校にエレベータを設置してほしい。現在、託麻南小学校に車椅子の児童は４名いる。 以前要望した時の教育長の回答は、耐震化を優先させている、とのこと。 今年度から階段昇降機が設置されたが、利用に時間がかかり、授業開始後にしか移動できない状況である。このような話は他でもあるのか伺いたい。 また、要望のある学校の調査をお願いしたい。	現在、新設校にはエレベータを設置している。それ以外の学校については、対応できておらず申し訳ない。 対策として、現在は階段昇降機を使ってもらっている。耐震化を優先させているため、老朽化した施設の整備等全ての施設整備が止まっている。 思いは受け止めさせていただくが、厳しい状況にあることはご理解いただきたい。	校舎の新築や増改築を2,000㎡以上行う場合、熊本県条例（やさしいまちづくり条例）に基づき設置を行っている。 今後もこの基準に沿って、エレベータの設置を行っていくくとともに、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、教室配置のあり方や人的支援など、多方面から検討していく。	施設課
10	**○小・中・高の連携について** **学力面において、**小学校から中学校への情報の橋渡しがうまくいっていなかったために、その子が中学校で取り残されていくという実態があるという文献を読んだことがある。小学校と中学校、中学校から高校の情報の共有化はなされているのか。	熊本市では、小学校２年生から中学校３年生まで全国標準学力調査（NRT）を実施。このテストでは、各学年の経年変化が見られる。 このテストを活用しながら、小学校から中学校へ学力面での情報交換を進めている。（教育委員会事務局）	学力面について、小中学校間の連携を円滑に行うため、今後も全国標準学力調査（NRT）の活用を促していきたい。	指導課

No.	提案・要望内容	回答内容	提案・要望内容を受けての 今後の対応方針	担当課
11	**○大津市のいじめ事件について** 　大津市のいじめ事件の率直な意見を聞かせてほしい。	今回の事件では、教育委員会の隠ぺい体質が問題になっている。熊本市教育委員会では、なるべく早い段階で皆様に情報をオープンにしようと、議論の段階から公開。大津市のようなことは、熊本市では起こりえない。 　教育委員は隠ぺいが行われていないかも含め、事務局を監視している。 　これまで見てきた限りでは、熊本市教育委員会は情報をオープンにしていることは確かである。	本市において事件や事故等が発生した場合には、まずは学校からの聞き取り等による事実確認をしっかり行い、その事件・事故における問題性を分析し、問題解決に向けて全力で対応していく。 　その結果については、速やかに報告していくよう今後もさらに努めていく。	総合支援課
	いじめた子は、いじめた、という意識がない。 　挨拶や物事の善し悪しは、基本的に家庭で教えることだと考える。小中学校では、集団心理について教えてほしい。そのことを先生方に伝えてほしい。 　良い方に働く集団心理と、悪い方に働く集団心理がある。悪い方に働いた結果、いじめが起きている現状がある。いじめがないことはありえない。いじめが度を過ぎると、犯罪にもなりえる。 　先生方も忙しいのはわかるので、人数を増やす等の工夫をした上で、本腰で取り組んでほしい。	大人の世界でもいじめはたくさんある。子どもの世界でいじめがあってはならないという認識でいるから、学校でいじめが起こっても隠そうという意識が働く。学校にいじめはありうる、という意識から始め、そこをどう発見し指導するか、に学校の意味がある。 　いじめ問題への対応を頑張っている学校を評価していく。このように、学校全体でいじめ問題に取り組む雰囲気を作る、ということを、現在教育委員会で議論している。 　先ほどのご意見も踏まえ、教育委員会としてもいじめ問題に取り組んでいく。	いじめを防止するためには、まず、子どもたちが安心して学習やスポーツができ、笑顔で生き生きと生活できる学校・学級集団づくりを行い、いじめの起こりにくい環境を整えることが重要であることから、今後も教職員の研修会等を通して指導していく。 　また、いじめの早期発見については、担任や養護教諭、学校に配置する相談員等を中心に子どもたちが気軽に相談できる関係づくりを進めるとともに、定期的ないじめに関する調査を実施し、さらに担任と子どもをつなぐ生活ノート等を活用することで行っていくことである。 　また、いじめを発見した場合には、担任任せにすることなく学校全体で、事実確認を行い、いじめられた子どもを保護しながら、いじめていた子どもに相手の心の痛みや苦しみを理解させ、再発防止を含め、関係改善を図ること等を学校に指導徹底していく。	総合支援課